

平成29年度葉山町議会第4回定例会提出議案

- | | | | | |
|----|----|--|---|--------------------------|
| 議案 | 37 | 平成29年度葉山町一般会計補正予算(第7号) | } | 別紙
「補正予算案の概略」
のとおり |
| | 38 | 平成29年度葉山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) | | |
| | 39 | 平成29年度葉山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) | | |
| | 40 | 平成29年度葉山町介護保険特別会計補正予算(第3号) | | |
| | 41 | 平成29年度葉山町下水道事業特別会計補正予算(第2号) | | |
| | 42 | 葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 43 | 葉山町税条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり | | |
| | 44 | 指定管理者の指定について | | |
| 報告 | 7 | 専決処分の報告について
葉山町堀内の町道において発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額を定める専決処分について報告するもの | | |

平成 29 年度 12 月補正予算案の概略

(単位:千円)

会 計 名		補正前の予算額	補正予算額	補正後の予算額
一 般 会 計		9,960,777	4,239	9,965,016
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,154,210	49,069	4,203,279
	後 期 高 齢 者 医 療	987,292	3,231	990,523
	介 護 保 険	2,988,056	4,321	2,992,377
	下 水 道 事 業	1,449,060	2,520	1,451,580
	計	9,578,618	59,141	9,637,759
合 計		19,539,395	63,380	19,602,775

1 一般会計

(1) 歳入

- 国庫支出金
 - ・社会資本整備総合交付金 835 千円
- 県支出金
 - ・市町村地域防災力強化事業費補助金 404 千円
- 寄附金
 - ・ふるさと納税（寄附金）の増額 3,000 千円

(2) 歳出

- 職員給与費等（特別会計分を含む） Δ 4,504 千円
給料、職員手当等の変動に伴う更正減
- 人事給与システムの改修 2,150 千円
新財務会計システム導入に伴い人事給与システムの改修を行う。
- ふるさと納税業務関連経費 1,035 千円
ふるさと納税（寄附金）件数が当初見込みを上回ることに伴う関連経費（クレジットカード利用料、業務委託料）の更正増
- 過誤納金還付金経費 1,960 千円
確定申告の更正等に対する町税の還付金経費の更正増
- 健康増進計画・食育推進計画策定委員会経費 44 千円
策定委員会の追加開催に伴う関連経費の更正増

- 住宅耐震診断及び補強工事に対する補助金の増額
申請件数が当初見込みを上回ることに伴う更正増 1,670 千円
- 図書館トイレ洗浄機付便座設置工事 324 千円
寄附金を活用し、図書館トイレに洗浄機付便座を設置する。
- 予備費（歳入歳出額の調整） 1,560 千円

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

- 高額医療費共同事業交付金 49,000 千円
- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 69 千円

(2) 歳出

- 職員給与費の更正増 69 千円
- 一般被保険者高額療養費の増額 41,000 千円
当初見込みを上回ったことに伴う更正増
- 予備費（歳入歳出額の調整） 8,000 千円

3 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 3,231 千円

(2) 歳出

- 職員給与費の更正増 3,231 千円

4 介護保険特別会計

(1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 4,321 千円

(2) 歳出

- 職員給与費の更正増 4,321 千円

5 下水道事業特別会計

(1) 歳入

- 一般会計繰入金（職員給与費等繰入金） 2,520 千円

(2) 歳出

- 職員給与費の更正増 2,520 千円

一般会計補正予算の内訳

○ 歳入

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
町 税	5,589,411	56.1		5,589,411	56.1
地 方 譲 与 税	58,001	0.6		58,001	0.6
利 子 割 交 付 金	5,000	0.1		5,000	0.1
配 当 割 交 付 金	40,000	0.4		40,000	0.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	25,000	0.3		25,000	0.3
地 方 消 費 税 交 付 金	470,000	4.7		470,000	4.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.2		15,000	0.2
自 動 車 取 得 税 交 付 金	22,000	0.2		22,000	0.2
地 方 特 例 交 付 金	22,977	0.2		22,977	0.2
地 方 交 付 税	489,299	4.9		489,299	4.9
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,000	0.1		5,000	0.1
分 担 金 及 び 負 担 金	100,214	1.0		100,214	1.0
使 用 料 及 び 手 数 料	173,644	1.7		173,644	1.7
国 庫 支 出 金	805,685	8.1	835	806,520	8.1
県 支 出 金	567,361	5.7	404	567,765	5.7
財 産 収 入	4,940	0.0		4,940	0.0
寄 附 金	6,000	0.1	3,000	9,000	0.1
繰 入 金	471,600	4.7		471,600	4.7
繰 越 金	609,328	6.1		609,328	6.1
諸 収 入	80,317	0.8		80,317	0.8
町 債	400,000	4.0		400,000	4.0
合 計	9,960,777	100.0	4,239	9,965,016	100.0

○ 歳出 (目的別)

(単位:千円、%)

区 分	補正前		補正予算額	補正後	
	予算額	構成比		予算額	構成比
議 会 費	173,819	1.7	777	174,596	1.8
総 務 費	1,559,407	15.7	△ 8,413	1,550,994	15.6
民 生 費	3,391,673	34.1	△ 2,683	3,388,990	34.0
衛 生 費	1,235,762	12.4	△ 5,485	1,230,277	12.3
農 林 水 産 業 費	56,132	0.6	△ 3,995	52,137	0.5
商 工 費	80,062	0.8	400	80,462	0.8
土 木 費	1,346,278	13.5	4,465	1,350,743	13.6
消 防 費	560,794	5.6	24,160	584,954	5.9
教 育 費	999,802	10.0	△ 6,547	993,255	10.0
災 害 復 旧 費	800	0.0		800	0.0
公 債 費	521,082	5.2		521,082	5.2
予 備 費	35,166	0.4	1,560	36,726	0.4
合 計	9,960,777	100.0	4,239	9,965,016	100.0

条例の概要

題 名

葉山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 非常勤職員について、子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合は、当該子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることができることとした。
- (2) 保育所等における保育の利用を申し込んだが、当面その実施が行われない場合は、再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長及び再度の育児短時間勤務をすることができることとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

- (1) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の用に供する固定資産()並びに政府の補助を受けた事業主等が行う企業主導型保育事業の用に供する固定資産であって、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に新たに設置されたもの()について、課税割合を地方自治体の条例で定める(わがまち特例)こととされたことに伴い、次のとおり定めることとした。

対象となる 固定資産	課税割合			
	法改正前	参酌基準 及び範囲	条例で定める 割合	適用 期間
家屋及び 償却資産	1 / 2	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下の範囲	1 / 3 課税標準額を 3 分の 1 とする	(期間の 定めなし)
固定資産	(新規)	1 / 2 を参酌して 1 / 3 以上 2 / 3 以下の範囲	1 / 3 課税標準額を 3 分の 1 とする	最初の 5 年度

本町では、保育施設の普及を促進するため、最も優遇した課税割合を設定することとした。

- (2) 被災市街地復興推進地域について、被災住宅用地の特例措置が適用される期間を4年度分とすることとした。
- (3) 環境負荷の軽い軽自動車に対する軽自動車税の軽減措置を、平成30年度及び平成31年度も行うこととした。
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

- (1) この条例は公布の日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。